

福岡市公報

平成24年11月29日 第5976号(別冊4)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目 次一

ページ

消 防 局

○福岡市火災予防規程の一部改正(告示第2号) 1

消 防 局

福岡市消防局告示第2号

福岡市火災予防規程(昭和50年福岡市消防局告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成24年11月29日

福岡市消防局長 谷 山 昭

第1条の次に次の1条を加える。

(共同防火管理を要する地下街の指定)

第1条の2 消防法第8条の2第1項の規定により消防長が指定する地下街は、次の表に掲げる地下街とする。

指定する地下街	位置
博多駅地下街, JR博多駅ビル地下博多一番街, 博多新三井ビルディング地下, 福岡朝日ビル地下, 福岡センタービル地下及び博多バスターミナル地下(別図1のとおり。)	福岡市博多区博多駅中央街
天神地下街(別図2のとおり。)	福岡市中央区天神2丁目

第6条の2の次に次の2条を加える。

(非常電源の容量を60分間としなければならない防火対象物の指定)

第6条の3 誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)第4第3号の規定により消防長が指定する防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。

- (1) 複数の路線が乗り入れている停車場
- (2) 地下3層以上の構造を有する停車場

(連結送水管の放水用器具の設置を要しない建築物)

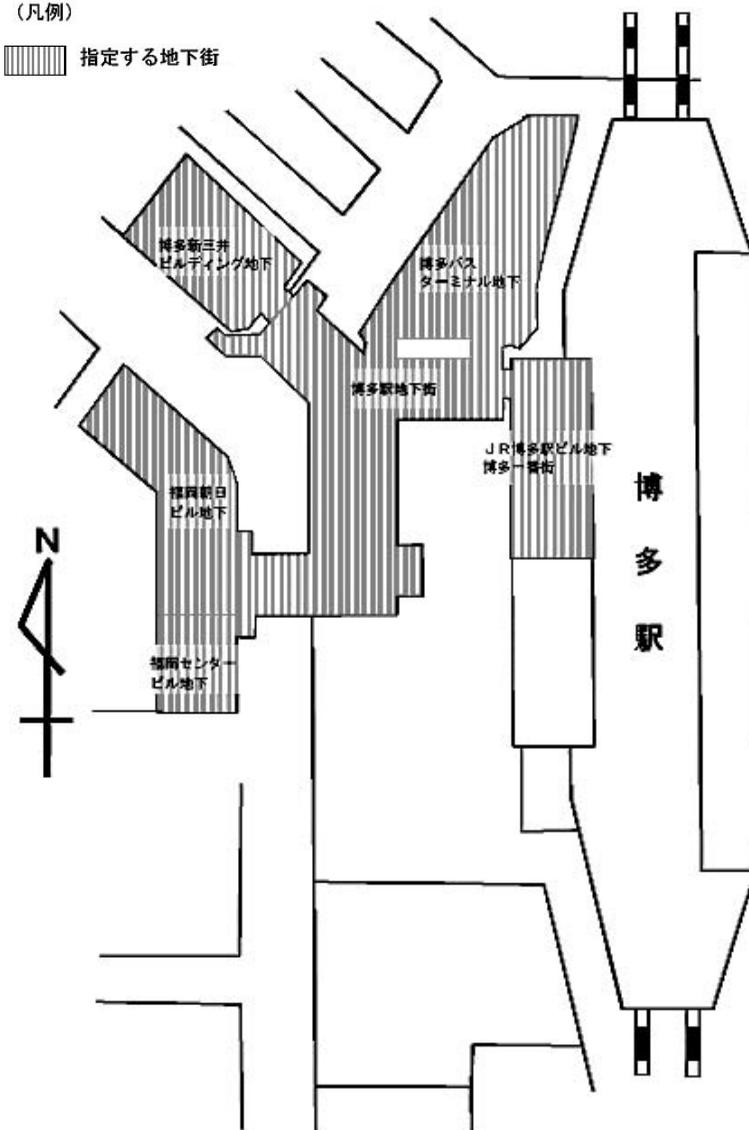
第6条の4 省令第30条の4第2項の規定により放水用器具を免除できる建築物として消

防長が認める建築物は、放水口の設置されている階に非常用エレベーターが着床する建築物とする。

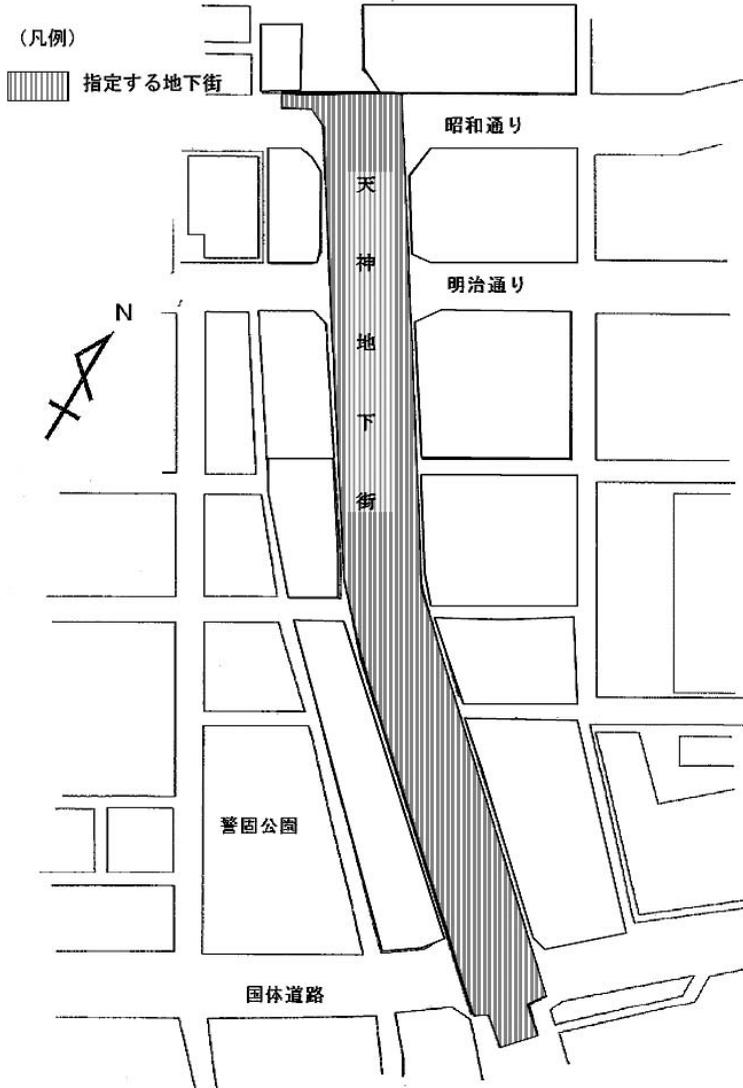
第9条の9第2項中「第11条第3項」の次に「、第11条の2第2項」を加える。

別記様式第7号の次に別図として次の2図を加える。

別図1



別図2



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。
(共同防火管理を要する地下街の指定等の廃止)
- 2 次の各号に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 共同防火管理を要する地下街の指定 (昭和44年福岡市消防局告示第1号)
 - (2) 共同防火管理を要する地下街の指定 (昭和50年福岡市消防局告示第2号)
 - (3) 共同防火管理を要する地下街の指定 (昭和51年福岡市消防局告示第1号)
 - (4) 共同防火管理を要する地下街の指定 (平成17年福岡市消防局告示第1号)
 - (5) 連結送水管に係る技術基準の運用 (平成12年福岡市消防局告示第2号)
 - (6) 非常電源の容量を60分間とする誘導灯を設ける防火対象物の指定 (平成22年福岡市消防局告示第1号)

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際、現に前項の規定による廃止前の連結送水管に係る技術基準の運用第1項の規定により、連結送水管の主管内径を100ミリメートル未満とした防火対象物の取扱いについては、なお従前の例による。

